

つくも

2019

Vol.191

令和元年秋号



〈古屋薬王院福秀寺〉

新署長インタビュー



東金税務署署長 渡邊 信夫氏

今回の人事異動で東金税務署の署長になりました渡邊署長にお話を伺いました。

8pに掲載しています。

主な内容

- 理事会・合同専門委員会
- 委員会だより
- ブロックだより
- 税理士会からのお知らせ
- 部会だより
- 新署長インタビュー
- 税務署だより
- 東金県税事務所からのお知らせ
- 東金労働基準監督署からのお知らせ
- 事務局だより

理事会・合同専門委員会

7月19日（金）、東金商工会館において、第2回理事会と合同専門委員会が開催されました。議事の内容は以下の通りです。

議事 1 退任役員に対する慰労に関する内規の一部改定について

議事 2 「退任役員」被表彰者の推薦について

議事 3 「会長表彰」被表彰者の推薦について

議事 4 理事が関与する取引について

すべて原案どおり承認されました。



7月19日（金）理事会・合同専門委員会

続いて合同専門委員会に移り、各委員長・各部長から今後の事業予定等が発表されました。

また、第3回理事会を9月3日（火）に行いました。議事につきましては原案どおりすべて承認されました。

議事 1 会員増強運動支部・その他団体別目標について

議事 2 会員増強運動支部・その他団体の表彰及び奨励金について

議事 3 理事が関与する取引について



9月3日（火）理事会

退任役員

合同専門委員会終了後、退任役員功労者表彰が行われました。理事通算18年、厚生委員長や副会長を歴任された東金第4支部の鈴木 實氏に、多方面にわたるご活躍と長年の功績に対し、矢部会長より感謝状と記念品が贈られました。

今後も当会の発展のため変わらぬご指導を賜りますよう、お願いいたします。



ブロック長・支部長会議

7月19日（金）、理事会に先立ち、役員改選に伴うブロック長・支部長会議が開催されました。新役員になってから初めての顔合わせとなり、事務局長からブロック・支部運営に必要な様々な規程、申請書類及び年間の行事等の説明が行われました。それぞれの大切な役割のもと、活発に活動されることを期待いたします。



委員会だより

組織委員会

令和元年度 会員増強統一月間運動を迎えて



組織委員長 平本 光男

平素より、組織委員会へのご協力を賜り 厚く感謝申し上げます。

平成 30 年度の千葉県法連会員増強統一月間の成績を振り返りますと、獲得目標 31 件設定のところ、実績 79 件対目標の 254.8%の実績を達成することができました。

また、全法連年間増強社数では、21 社の純増の成果を上げております。

6/18の千葉県役員大会では、多くの来賓をお迎えし、県下単位法人会の皆様の前で、「金賞・特別賞」と「優秀賞」を受賞してまいりました。これで、4年連続の受賞となります。

各ブロック、各支部、そして、生保・銀行の皆様のご努力に敬意を払い心より厚くお礼申し上げます。ご苦労様でした。ありがとうございました。

平成 30 年度の東金法人会では、各ブロック並びに各支部の会員様それぞれがこの増強活動に熱心に取り組み、目標 46 社中、45 社の獲得。また協力機関様における同様の増強活動の結果、獲得目標 47 社中、34 社獲得。合計で 79 社獲得の成果が出ております。おおむね両者同等の目標数で構成されておりますが、この構成率は他の単位会とは大きく異なるところで、いわば、「東金の強み」となるところかと思えます。

新年度を迎えて、過日の千葉県連組織委員会では、東金法人会における、獲得目標数を、31 社とし、増加目標数 2 社となりました。これを受けて、(昨年同様、期待を込めて) 東金法人会全体では、93 社の獲得目標を設定させていただきます。

各ブロック・各支部の獲得目標では 46 社を、協力機関獲得目標を 47 社といたします。「東金の強み」を生かして半数づつの構成となりました。

9月から、始めました。楽しく、確実になるよう取り組みをお願いいたします。さあ、4か月間頑張りましょう！

○会員増強運動推進会議

9月3日(火)、東金商工会館において、令和元年度会員増強運動推進会議が開催されました。東金税務署・税理士会等から来賓の方々にお越しいたき、平本委員長を議長に話し合いが進められました。

第1部では各ブロックに別れての分散会が行われ、ブロック長が活動計画を取りまとめました。第2部では協力団体の金融機関や保険会社からの発表がありました。4ヶ月間の熱い活動の始まりです。目標を目指し、全員一丸となって頑張りましょう！



分散会の様子



令和元年度「会員増強運動統一月間」 支部別目標数

支部名	目標数
東金 1	3
東金 2	4
東金 3	4
東金 4	3
ブロック計	14
九十九里1	1
九十九里2	3
ブロック計	4
大網白里1	4
大網白里2	3
大網白里3	2
ブロック計	9

支部名	目標数
山武 1	3
山武 2	2
山武 3	4
山武 4	1
山武 5	2
ブロック計	12
芝山	3
横芝光 1	2
横芝光 2	2
ブロック計	7
合計	46

新会員のご紹介 新しく会員になられた皆さんです =よろしく=

※個人情報公開先のみ掲載(令和元年9月末日現在)

支部名	法人名	業種	支部名	法人名	業種
東金2	(株)ヨシノ教材社	教材販売	大網白里1	ティー・エンド・ティー(株)	不動産業
東金3	アクシアス(株)	保険代理店	山武5	(株)アクラス	建設業
東金3	(株)アルファライン	人材派遣			



e-Tax 推進税理士のご紹介

千葉県税理士会 東金支部の会員の皆様には、日頃より当会活動に深いご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

この度、「e-Tax 推進税理士」として広報誌にご紹介させていただきたいとご案内したところ、大勢の税理士の先生からご賛同・承諾をいただくことができました。

当会会員の皆様で、まだ e-Tax をご利用でない方は是非この機会に下記の税理士の先生にご相談され、ご活用くださいますようお願いいたします。

千葉県税理士会東金支部 e-Tax 推進税理士・税理士法人 (敬称略 税理士会名簿記載順)

氏名	事務所所在	電話番号	FAX番号
市原 貞夫	横芝光町宮川 6047 番地 14	0479-84-2371	0479-84-1169
安藤 正義	大網白里市仏島 91 番地	0475-72-6188	0475-72-8535
秋葉 芳秀	大網白里市大網 640 番地 4	0475-72-2183	0475-70-1063
早川 成美	大網白里市南横川 3626 番地 1	0475-72-2882	0475-72-2882
長谷川 拓人	大網白里市北飯塚 330 番地	0475-73-0700	0475-73-0701
内山 喜代美	大網白里市細草 2965 番地	0475-77-3006	0475-77-5740
池田 亘	横芝光町横芝 1569 番地 5	0479-82-6353	0479-82-6354
高橋 俊行	山武市成東 2282 番地	0475-82-5151	0475-82-7858
今関 光浩	東金市北之幸谷 249 番地 2	0475-52-6321	0475-52-6323
板倉 孝雄	東金市東金 750 番地 1 (あおば税理士法人)	0475-50-2211	0475-50-2212
古山 茂	大網白里市北飯塚 277 番地 1	0475-73-5333	0475-73-5355
曲山 博	横芝光町宮川 6593 番地 3KREビル1階	0479-85-1530	0479-85-1578
角田 泰伸	東金市台方 236 番地	0475-54-3151	0475-54-3155
古川 正道	東金市田間 2 丁目 59 番地 8	0475-53-0907	0475-53-0908
久保田 博和	東金市田間 1 丁目 22 番地 14	0475-53-2570	0475-55-8940
伊藤 寿洋	山武市松尾町上大蔵 368 番地	0479-80-7185	0479-80-7186
町田 茂	東金市東金 1307 番地 3 カリヨン 303 号室	0475-55-6466	0475-55-6466
松川 まさみ	東金市田間 2034 番地 2	0475-54-2692	0475-54-0090
當摩 敦司	東金市田間 2 丁目 10 番地 9	0475-55-5235	0475-55-5272
石橋 勲	大網白里市北飯塚 330 番地 (長谷川拓人税理士事務所)	0475-73-0700	0475-73-0701
後藤 勝	東金市川場 1134 番地の 6 豊栄ビル 302 号室	0475-53-1905	0475-53-1971
小林 力	東金市菱沼 147 番地 2	0475-78-5603	0475-78-5604
綿貫 一男	東金市東金 750 番地 1 (あおば税理士法人)	0475-50-2211	0475-50-2212
小林 壽史	東金市東金 1040 番地 FC 東金 306	0475-77-8044	0475-77-8057
古川 清	山武市本須賀 1731 番地 1	0475-84-3263	0475-84-3263
中関 隆秀	大網白里市南横川 3125 番地 1	0475-73-1369	0475-70-8260
高橋 智子	大網白里市北飯塚 330 番地 (長谷川拓人税理士事務所)	0475-73-0700	0475-73-0701
古賀 新二	東金市田間 1 丁目 22 番地 2	0475-54-2171	0475-52-5348
内山 恵美	大網白里市細草 2965 番地 (内山喜代美税理士事務所)	0475-77-3006	0475-77-5740
三上 俊哉	東金市東金 429 番地 5 ボナール佐瀬 201 号	0475-77-8705	0475-77-8704
若山 宏之	山武市森 1484 番地 23	0475-71-3750	0475-71-3751
犬山 喜輔	山武市木原 927 番地 31	0475-88-3582	0475-88-3582
眞部 清勝	東金市道庭 1193 番地 42	090-3067-6003	
白土 弘	東金市田間 1 丁目 22 番地 2	0475-54-2171	0475-52-5348
税理士法人高山会計	東金市東金 720 番地	0475-52-0333	0475-54-3315
あおば税理士法人	東金市東金 750 番地 1	0475-50-2211	0475-50-2212
伊藤 健一	匝瑳市八日市場イ 2986 番地	0479-73-3211	0479-73-4466
鈴木 美光	千葉県若葉区小倉町 762 番地 2	043-231-0361	043-231-0371
唐木 新一郎	千葉県緑区平川町 1798 番地 2	043-293-7000	043-291-3339
古山 茂久	茂原市西野 289 番地 3	0475-30-4610	0475-30-4630

税理士会からのお知らせ

税金の無料相談

千葉県税理士会東金支部では、毎月第1・第3水曜日(祝日を除く)に、税理士会事務局(東金商工会館3階)で税に関する無料の相談(原則事前予約)を実施しておりますので、是非ご利用下さい。なお、税を考える週間行事の一環として、東金サンピアにおいて、11月9日(土)と11月10日(日)に、税に関する無料相談を実施しますので、こちらもご利用ください。

連絡先: 0475-50-6322 (平日の午前中)

■■■■■■■■■■ 研修委員会 ■■■■■■■■■■

○コーチングセミナー

7月17日（水）、東金商工会館においてコーチングセミナーを開催しました。コーチングとは『相手を指導するのではなく、相手の希望する状態・方向性を明確にし、そうなるためにサポートし導いてあげる』ということをし、わかりやすい言葉を用いて説明してくださりました。グループワークも取り入れられ、会員さん同士も打ち解けられたようで、とても充実したセミナーになりました。



ブロックだより

(公社) 東金法人会

ブロック税務座談会(講演会)のご案内

例年、『税を考える週間』の行事として行っております、ブロックごとの税務座談会を、下記の通り開催いたします。

同じ地域でこれまでお話する機会のなかった経営者の方々と、お知り合いになるチャンスです。日頃の会社経営の悩み事の解消や情報交換の場として、是非ご活用ください。

ブロック名	日時	場所	講師	内容
山武 ブロック	11月15日(金) 15:00受付	米作	ぬか さとる 奴賀 智氏 (社会保険労務士)	人手不足に対応した 働き方改革の進め方
大網白里 ブロック	11月19日(火) 15:00受付	大網白里市 中央公民館	ぬか さとる 奴賀 智氏 (社会保険労務士)	人手不足に対応した 働き方改革の進め方
九十九里 ブロック	11月20日(水) 15:00受付	南風荘	たどころ こうき 田所 公宜氏 (社会保険労務士)	公正証書遺言の作成方法 作成例を参考に！
横芝光・芝山 ブロック	11月22日(金) 15:00受付	富士屋	上原 昌也氏 (弁護士)	経営者が絶対押さえておきたい 民法大改正のポイント
東金 ブロック	11月26日(火) 14:00受付	東金市 中央公民館	上原 昌也氏 (弁護士)	経営者が絶対押さえておきたい 民法大改正のポイント

参加される方は、先に発送しました**往復ハガキ**にご記入いただき、ご返送下さい。
ブロック以外及び一般の方は**お電話**でお申し込み下さい。

(公社)東金法人会 事務局 ☎0475-52-0022

部会だより

青年部会

○キャッシュレスセミナー

9月27日（金）青年部会主催セミナーとして、門 浩司氏の「カード決済・電子マネー決済がもたらすキャッシュレス化」を開催しました。

カード決済・電子マネー決済を設定するお店側についてと、買い物をしてスマホやカードを使用する側についての、それぞれの注意点などを説明していただきました。

とてもタイムリーな研修となり、参加者からも数々の質問が出たりと有意義な研修となりました。



女性部会

○東金税務署長講話・絵はがきコンクール審査会

9月26日（木）東金商工会館において、女性部会主催の東金税務署長講話及び絵はがきコンクール審査会が開催されました。「我が税務人生～徴収もやま、話～」と題し、体験談をふまえた貴重な講演を渡邊署長から頂きました。

その後、税に関する絵はがきコンクール審査会が実施され、630通の応募の中から各賞が決定いたしました。



東金税務署長賞
大網白里市立 大網東小学校 工藤 美優



東金法人会長賞
東金市立 丘山小学校 杉野 亜由莉



東金法人会女性部会長賞
九十九里町立 豊海小学校 鶴澤 百亜菜



千葉県法人会連合会女性部会連絡協議会会長賞
大網白里市立 白里小学校 加藤岡まや



金賞
大網白里市立 瑞穂小学校 鶴見 楓

絵はがきコンクール 受賞作品一覧 (敬称略)



銀賞
大網白里市立 瑞徳小学校 小松 智明



佳作
九十九里町立 片貝小学校 河野 真優

管内 24 の小学校から、630 通の応募がありました。受賞作品は 11 月 6 日から 12 日まで、東金サンピアに展示されます。ぜひ御覧ください。



銀賞
山武市立 鳴浜小学校 戸村 麗



佳作
山武市立 鳴浜小学校 小川 実李華



佳作
九十九里町立 片貝小学校 今井 苺弥



銅賞
大網白里市立 瑞徳小学校 北村 煌周



佳作
東金市立 東小学校 貝塚 愛花



佳作
東金市立 正気小学校 蛸原 桃夏



銅賞
大網白里市立 白里小学校 内山 晃奈



佳作
大網白里市立 白里小学校 古藤 緋奈乃



佳作
山武市立 松尾小学校 福永 亘平



佳作
大網白里市立 白里小学校 木内りの



銅賞
大網白里市立 白里小学校 木原 星流



佳作
東金市立 城西小学校 小川 明日風



佳作
大網白里市立 白里小学校 松本 みりや





新署長の横顔 2019 the INTERVIEW



今回の人事異動で東金税務署の署長になられました渡邊署長にお話を伺いました。
この日のためにおろし立ての素敵なYシャツをお召しになっていました。

▶本日はお忙しいところお時間をいただき、ありがとうございます。

着任されて1ヶ月余りになります。八街市にお住まいということなので、土地勘はおありだと思いますが、如何でしょう。東金税務署管内の感触のようなものは、何かつかめましたか？

署長：八街に住んでかれこれ25年、東金には買い物、片貝海岸にはレジャーと、結構馴染んではいましたが、引継ぎで来た駅の改札でふと、東金線は初めてだったなと気づきました。それまで車での移動ばかりだったので、見える風景が違うんです。駅前の様子がずいぶん変わったと感じました。

前署長同様、我々の仕事は地元密着で地元の人々と触れ合わなければ、管内の状況も納税者のことも理解できないので、これから積極的に東金管内のことを学び、イベント等には参加したいと思っています。機会があればぜひ誘ってください。

それと、勤務したところで、自分が何かしたなと思えることを1つする、ということをやっています。職員にもこの1年間で職場の改善意見を1つは挙げるようお願いしているんですよ。

▶前任地の東京国税局、徴収部、国税訟務官室しょうむかんしつとはどのような仕事をされるのでしょうか？訟務官という役職名は聞いたことがなかったものですか。

署長：訟務というのは、国の利害に係る争訟に関する仕事をする部署です。課税は被告（訴えられる）だけですが、徴収には訴える側（原告）があり、その仕事を担当していました。

▶この職業に就かれたきっかけは何だったのですか？

署長：法曹の勉強をしていたのですが、遊びが過ぎてしまい一旦断念しました。大学の指導教官の勧めもありましたが、公務員なら定時に退社できて時間も安定した職場くらいのイメージで、再度勉強ができるだろうと思って就職しました。ところが、実際やってみるとそんなに暇でもなく、大卒そこそこの若造が企業の経営者とアポなしで会えたり、様々な分野の人々の話が聞けるうえに学んだ法律も活かせるので、思いの外面白かったです。腰掛のつもりが結局定年まで勤めることになりました。

▶影響を受けた人物ということで「やまだほうこく山田方谷 幕末の陽明学者、しせいそくだつ「至誠惻怛」の精神で備中松山藩（岡山県高梁市）の財政を立て直した人物とありましたが、この人物を知った経緯は、前任地の税務署管内との関係でしょうか？

署長：高梁市というのは、官僚や有名人を輩出している地なんですよ。単身赴任でしたが今でも田舎に帰る感覚で毎年2月には酒造りに訪れています。私は、川崎市出身で田舎がないんです。妻も浦和なので、高梁市が自分の田舎みたいなものです。

「至誠惻怛」というのは真心と自愛の精神ですが、山田方谷は「理財論」と「擬対策」という経済論と政治論の理論的裏付けをもって真摯に社会復興に対峙しているんです。そこが立派で、すっかり傾倒して赴任していた当時、地元の人たちより詳しくなりました。

▶座右の銘はありますか？

署長：「無駄なく、無理なく」でしょうか。常に「楽を

すること」つまり効率化を図り、より良くすることを考えて仕事（物事）にあたるよう心がけています。「頑張りすぎない」「一人で抱えない」が肝心で、1人が倒れると本人も辛いですが、組織（仲間）にも迷惑をかけてしまう。仕事はチームワークそのもので、目標も組織の目標でもあるので、仲間を信じて頼るようにしています。職員にも同様に、これをモットーに1年間楽しく仕事をしてほしいとお願いしました。



東金税務署 署長
わたなべ のぶお
渡邊 信夫

▶ご家族についてお聞かせください。

署長：今は妻と二人暮らしです。娘が2人で、ともに県内に嫁いでおり、孫が中学1年生を筆頭に4人います。

▶中学生のお孫さんですか！では、就職と同時に結婚されてすぐに娘さんが出来た感じでしょうか。

署長：そうですね。妻とは学生時代からの付き合いでしたが、割と早めだったかもしれません。

▶愛読書はどのようなものを読めますか。

署長：内田康夫の浅見光彦シリーズは好きで、よく読んでいました。ただ、本屋さんが推薦していて読んだことがない作家の本も一緒に買って、いろいろな作家の本を読むようにしています。最近は「今野 敏」を含めた警察小説にはまっています。

▶趣味や特技といったものがありましたらお聞かせください。

署長：以前は畑仕事、ゴルフ、バドミントンと色々していましたが、スポーツはやめてしまいました。専ら歩き専門です。今は美味しいものを食べる、また作ること、料理が趣味でしょうか。特技と言ったらなんですけど、料理の一環で魚を三枚におろすこともできま

す。妻が看護師なので、シフトによっては食事や弁当は私が作ります。何かを作るといのは楽しいですね。新潟でガラスを吹いたり、江戸切子に挑戦したり、岡山では陶芸もやりました。お皿や茶碗、箸置きなどを作りました。既製品にない味が何とも言えません。

▶法人会会員の皆様に一言お願いします。

署長：矢部会長をはじめ、東金法人会の皆様方には、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、各種研修会、講演会等の開催をはじめとする各事業に積極的に取り組まれるとともに、「会員増強運動」に関しても優秀な実績を上げられており、心から敬意を表しますとともに、引続き活発な会活動を通じ、「税のオピニオンリーダー」として、また、税務行政の良きパートナーとして、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



とてもお若く感じられたのは、好奇心・チャレンジ精神が旺盛で、その結果得られた知識が豊富だからでしょうか。今後の法人会活動にご指導をよろしく願いいたします。

後日、渡邊署長より「9月に発生した台風15号により被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。」との、お言葉をいただきました。

税務職員紹介



副署長：北村 晋弥 (きたむらしんや)

出身地：茨城県 神栖市

趣味・特技：スポーツクラブ通い、犬の散歩

ひとこと：色々とお世話になることが多いですが、皆様のお役に立てよう努めてまいりますのでよろしくお願い致します。2年目となりましたので、昨年以上に頑張ります。



法人1統括：池谷 俊彦 (いけたにしひこ)

出身地：長崎県 西海市

趣味・特技：ドライブ

ひとこと：今回の人事異動で浅草署からまいりました。法人会の皆様のお役に立てよう頑張りますので、よろしくお願い致します。



法人審理担当：森山 義光 (もりやまよしみつ)

出身地：神奈川県 三浦市

趣味・特技：読書、ラジオ

ひとこと：東金署2年目になります。法人会の皆様には、税務広報などでお世話になります。昨年以上に研修講師などで、お力になれるように頑張りますので、よろしくお願い致します。



源泉管理担当：平野 美紀 (ひらのみき)

出身地：佐賀県 小城市

趣味・特技：家族旅行

ひとこと：東金署は2年目になります。まだまだ不慣れな点もございますが、皆様のお役に立てよう努力いたします。よろしく願い致します。



税務署だより

「令和元年分 年末調整等説明会」及び「消費税の軽減税率制度説明会」の開催日程表

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域※
令和元年 11月7日 (木)	13時30分～15時30分 令和元年分 年末調整等説明会 15時30分～16時30分 消費税の軽減税率制度説明会	東金文化会館 小ホール (東金市八坂台1-2107-3)	東金市 大網白里市 九十九里町
令和元年 11月8日 (金)	13時30分～15時30分 令和元年分 年末調整等説明会 15時30分～16時30分 消費税の軽減税率制度説明会	山武市成東文化会館 のぎくプラザホール (山武市殿台290-1)	山武市 芝山町 横芝光町

【問い合わせ先】

東金税務署 法人課税第1部門 電話 0475-52-3121
源泉税担当(内線54) 消費税担当(内線55)

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

令和元年度「税を考える週間」行事

開催日	実施場所	行事内容
11月3日 (日)	九十九里町産業まつり 役場駐車場 他	9:00～14:00 税を考える週間キャンペーン ・税金クイズコーナー ・1億円体験コーナー 〈各種パンフレット、風船等を配布予定〉
11月9日 (土)	ショッピングセンターサンピア (東金市東岩崎)	10:00～15:30 税理士会による無料相談
11月10日 (日)	ベイシア大網白里店 (大網白里市大網)	10:00～12:00 税を考える週間キャンペーン 〈各種パンフレット、風船等を配布予定〉
	ショッピングセンターサンピア (東金市東岩崎)	10:00～15:30 税理士会による無料相談 14:00～16:00 税を考える週間キャンペーン ・税金クイズコーナー ・1億円体験コーナー 〈各種パンフレット、風船等を配布予定〉 ☆6日から12日まで作文・標語・書道・絵はがきの 優秀作品を、サンピア1階ステージコートにて展示
11月14日 (木)	東金商工会館 (東金市東岩崎)	15:00～17:00 納税表彰式



千葉県と県内全市町村では、 個人住民税の特別徴収を 徹底しています。

特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が毎月従業員等(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

特別徴収義務者に指定する対象者

所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)が対象です。個人住民税の特別徴収は、法律により義務付けられています。

例外として普通徴収(従業員等が納付書で納める方法)が認められる場合

※該当する場合であっても、特別徴収を実施している市町村もあります。

- A 総従業員数2人以下の事業所
(下記B~Fに該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)
- B 他の事業所で特別徴収されている者
- C 給与が少なく税額が引けない者(住民税非課税の場合など)
- D 給与が毎月支払われていない者
- E 事業専従者(個人事業主のみ対象)
- F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者

A~Fに該当する場合、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を提出してください。また、「個人別明細書の摘要欄」に普通徴収切替理由書の該当する符号(普A~普F)を記載してください。

詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県 特別徴収

検索

個人住民税は、
給与からの天引きがルールです。

千葉県・県内全市町村

東金労働基準監督署からのお知らせ

このたびの台風15号による災害に対し、心よりお見舞い申し上げます。皆様の一日も早いご再建をお祈りいたします。

被害を受けられた事業場においては、事業活動への影響が生じており、被災地以外に所在する事業場においても、鉄道や道路等の途絶から原材料、製品等の流通に支障が生じることも懸念されている状況にあります。

このため、賃金等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項等を定めた労働基準法の一般的な考え方などについて、厚生労働省はQ&Aを取りまとめ、ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/000548560.pdf>) に公表しております。その一部を本紙面に掲載いたします。

なお、労働基準法上の義務については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですので、具体的なご相談など詳細については、東金労働基準監督署にお問い合わせください。

Q1：今回の台風による水害等により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるとはでしょうか。

A1：労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。今回の台風による水害等により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられます。

Q2：今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合にどのようなことに心がければよいのでしょうか。

A2：今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っただけで労働者の不利益を回避するように努力することが大切であるとともに、休業を余儀なくされた場合の支援策も活用し、労働者の保護を図るようお願いいたします。

支援策としては、災害時における雇用保険制度の特別措置

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000134526_00001.html)

や雇用調整助成金

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000534926.pdf>) があります。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

Q3：今回の台風により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるとはでしょうか。

A3：今回の台風により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当すると考えられます。ただし、休業について、①その原因が

事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たす場合には、例外的に「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられます。具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。

Q4：今回の台風で、①事業場の倒壊、②資金繰りの悪化、③金融機関の機能停止等が生じた場合、労働基準法第24条の賃金の支払義務が免除されることはあるでしょうか。

A4：労働基準法第24条においては、賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払わなければならないとされています。

ご質問については、労働基準法には、天災事変などの理由による賃金支払義務の免除に関する規定はありません。

Q5：今回の台風による影響を受けて、会社から年次有給休暇を取得するよう命じられました。どうすればよいのでしょうか。

A5：労働基準法第39条第1項では、使用者は一定期間継続して勤務した労働者に対して、年次有給休暇を与えなければならないと定められています。

この年次有給休暇については、使用者は、労働者が請求する時季に与えなければならないと定められており（同条第5項本文）、使用者に命じられて取得するものではありません。

Q6：飲食店を経営していますが、台風により店舗の被災はなかったものの、来客数が激減し、売上げが大幅に下がっています。このため、従業員の賃金を引き下げようと考えていますが、問題はありますか。

A6：労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき従来支払われていた賃金、手当等を引き下げるとは、労働条件の不利益変更にあたります。このため、労働者との合意など、賃金について定めている労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更ルールによらずに、賃金の引下げなどを行うことはできません。

すなわち、賃金引下げなどの労働条件の変更は労働者と使用者の個別の合意があればできますが、就業規則の変更により賃金の引下げを行う場合には、労働者の受ける不利益の程度、変更の必要性、変更後の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等に照らして合理的であること、また、変更後の就業規則を労働者に周知させることが必要です（労働契約法第8条、第9条、第10条）。また、労働基準法では、就業規則の変更の際には、労働者の代表等の意見を聴くこととともに、労働基準監督署への届出が義務付けられています（労働基準法第89条、第90条）。

Q7：今回の台風の被害により労働者が出勤できなかった場合、出勤しなかった日の賃金の支払は必要でしょうか。

A7：労働契約や労働協約、就業規則等に労働者が出勤できなかった場合の賃金の支払について定めがある場合は、それに従う必要があります。

また、例えば、会社で有給の特別な休暇制度を設けている場合には、その制度を活用することなども考えられます。

このような定めがない場合でも、労働者の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合っただき、労働者の不利益をできる限り回避するように努力することが大切です。

問合せ先

東金労働基準監督署 監督課・総合労働相談コーナー
〒283-0005 東金市田間65 電話番号 0475 (52) 4358





台風15号の被害による 災害のお見舞い

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の台風15号の影響により、
甚大な被害に遭われた会員の皆様及びご家族、
従業員の皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

千葉県を中心に

停電、断水、通信障害の状況が長く続き、
家屋損壊、倒木、崩落など、
ライフラインに多大な損害を残しました。

農林水産業関連をはじめ、
会員の皆様の会社経営にも影響を及ぼし、
不安な毎日を送られていることと存じます。

たいへんなご事態にご苦勞も多いこととは存じますが、
皆様の安全と、一日でも早い復旧、
安心に過ごせる日常に戻れますよう
心からお祈り申し上げます。

会長 矢部 慎一

こややくおういんふくしゅうじ
古屋薬王院福秀寺

～鎌倉時代のお薬師様が本尊の古刹～

横芝光町の中央を貫流する栗山川のほとり近くにある古屋薬王院は、現在方三間堂が一字あるのみの無住の小さなお寺であるが、そこに安置されている本尊のお薬師様は、由緒ある仏様として古くから地域の人々に大切に守られてきた。

この薬王院は寺号を福秀寺と呼ばれ、栗山川左岸の河岸段丘上、標高5mほどの微高地に鎮座する。院号の薬王院は本尊の薬師如来からきている。福秀寺のお堂は正面、奥行きとも柱が4本ずつ立つ間口柱間が3間×3間の、いわゆる方三間堂で宝形（方形）造りと呼ばれる。この仏堂形式は古くは平泉中尊寺金色堂に見るように、平安時代には作られ始まったと思われ、主に東北地方に多いと言われるが、千葉県内にも多く分布し、横芝光町内にも10棟ぐらいは確認できる。しかし、その多くは老朽化によって傷みが甚だしくなり、近年取り壊されているお堂も少なくない。福秀寺のお堂は江戸時代前期に造立されたと思われ、庇下の長押には彫刻があり、漆喰での装飾も認められるが、風雨でだいぶ剥げている。その長押には絵馬が掛けられ、また堂内にも多数の絵馬があり、多くは女拜み図で、婦人病平癒の願掛けに奉納されたものであろう。



鷹図絵馬



婦人病平癒の願掛けに奉納された絵馬

本尊の薬師如来は東方琉璃光浄土の主で、この世の生きとし生けるものの病を治し、災厄をなくし、健康に暮らせるなど、如来には珍しく現世利益を担った仏と

される。本寺の薬師如来は像高162cmのほぼ等身大の立像で、材は榿と思われ、内割りのある一木造で、手は別材を付け、目は彫眼、全体に量感があり、Y字型衣文が表現され、像の仕上げは木屎漆を塗り、金箔を貼っていて、古相を示すところから平安から鎌倉時代の造立と推定された。本像は、表面の傷みが甚だしいため、千葉県文化財課と相談の上、主に表面保護のための修復をすることになり、住友財団の助成と千葉県の補助とを受けて、平成24年に修復事業が実施された。その際に、胎内から巻物文書とともに、像本体に墨書が発見された。墨書は「前略、大檀主平常秀平代、中略、承久元年、慶玄」（原文縦書き）と書かれ、造立主平常秀（上総権介千葉常秀か）で、承久元（1219）年が造立年であったことが判明した。

本像は昭和29年に千葉県指定有形文化財に指定されていたが、このたびの修復によって、本像の造立主、造立年が分かったことは、さらに本像の重要性が増した。本像は、今年、住友財団の助成を受けたことが縁で、10月1日から東京国立博物館の特別展に出展されることになった。この機会にぜひ国レベルの舞台における、町の文化財を見ていただければ幸いです。



巻物文章と墨書が発見された薬師如来

（文責：横芝光町教育委員会社会文化課生涯学習班
文化財担当 道澤 明）



年に一度は生活習慣病チェック
一度受けてみませんか？

一日人間ドック形式で

＜わしい内容と受付は、12月に会員全員に黄色い封書で通知します。＞

●実施日・会場

2月5日(水)・6日(木)：東金商工会館1F
(東金市東岩崎1-5)
2月7日(金)：松尾ふれあい館
(山武市松尾町松尾47-3)

●健診コース・検査項目

- Aコース(基本コース)全47項目
- Sコース(若年者コース)全44項目
- 総合喀痰コース(ドック健診)全58項目

〈オプション〉

- ・前立腺腫瘍マーカー検査(PSA)
(50歳以上の男性)
- ・女性健診(女性対象超音波検査)
- ・C型肝炎検査(HCV) 総合コースでは実施
- ・脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査

※会員は特別料金(約4割引)で実施しています。
※非会員の方も受診できます。事務局までご連絡ください。

事務局だより

11月～2020年3月の行事予定

11月	1日(金)	決算法人説明会・消費税の軽減税率制度等説明会	東金商工会館
	3日(日)	九十九里町 産業まつり	九十九里町役場 駐車場等
	6日(水)	会員増強成績検討会議	東金商工会館
	8日(金)	青年部会 全国大会	大分県
	10日(日)	街頭広報活動(山武税務懇話会主催)	午前 ベイシア大網白里店 午後 サンピア
	14日(木)	納税表彰式	東金商工会館
	15日(金)	山武ブロック 税務座談会	米作
	19日(火)	大網白里ブロック 税務座談会	大網白里市中央公民館
	20日(水)	九十九里ブロック 税務座談会	南風荘
	22日(金)	横芝光・芝山ブロック 税務座談会	富士屋
	26日(火)	東金ブロック 税務座談会	東金市中央公民館
12月	17日(金)	青年部会 租税教室	東金市立正気小学校
	29日(日)～1月3日(金)	冬季休業	
1月	9日(木)	青年部会 租税教室	山武市立成東小学校
	16日(木)	決算法人説明会・消費税の軽減税率制度等説明会	東金商工会館
	17日(金)	新設法人説明会・消費税の軽減税率制度等説明会	東金商工会館
	24日(金)	理事会・合同専門委員会	蓬萊閣
	27日(月)	県法連 新年賀詞交歓会	三井ガーデンホテル千葉
2月	5日(水)	生活習慣病健診	東金商工会館
	6日(木)	//	東金商工会館
	7日(金)	//	松尾ふれあい館
	22日(土)	新入会員のつどい	蓬萊閣
3月	5日(木)	決算法人説明会・消費税の軽減税率制度等説明会	東金市中央公民館

※予定が変更となる場合がございますので、詳しくはホームページをご覧ください。

e-Tax ご利用の場合は法人事業概況説明書の「16 加入組合等の状況」欄に東金法人会会員と入力しましょう。

発行所/公益社団法人 東金法人会 東金市東岩崎1番地5 TEL.0475(52)0022 FAX.0475(52)4397

発行人/会長 矢部 慎一 編集責任者/平賀 修

URL <https://www.togane-hojinkai.or.jp> E-mail togane-h@amber.plala.or.jp



税金で 未来を作ろう 平和な国(山武市立松尾中学校3年生 仲村 千尋さん)